

請 願 文 書 表			
受理年月日	平成 26 年 9 月 3 日	請 願 者	近江八幡市江頭町 8 0 8 近江八幡平和委員会 代表代行 木田 昌志
受 理 番 号	請 願 第 4 号		
請 願 件 名	「集団的自衛権行使容認撤回を求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 7月1日に政府は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。集団的自衛権の行使容認は、日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争することを意味し、戦争をしない平和国家としての日本のあり方を根本から変えるものです。集団的自衛権の行使は憲法9条の許容するところではなく、そのことはこれまでの政府の憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたことです。 このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改変を国民の中で十分に議論することすらなく、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは背理であり立憲主義に根本から違反しています。 閣議決定は「我が国の存立が脅かされ、国民の命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある。」等の文言で集団的自衛権の行使を限定するものとされていますが、これらの文言は極めて幅の広い不確定概念であり、時の政府の判断を拡大することまで含めようとしている点も看過できません。 日本が過去の侵略戦争への反省の下に徹底した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵略により悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力によらずに紛争を解決し、平和な社会を創り上げる礎になるものです。 集団的自衛権の行使を容認する本閣議決定は立憲主義と恒久平和主義に反し、違憲であり、かかる閣議決定に基づいた自衛隊法等の法改正も許されるものではありません。 よって、近江八幡市議会において集団的自衛権の行使容認の白紙撤回を求める意見書を政府に提出していただきますよう請願いたします。		
紹介議員	川崎 益弘 井上 佐由利		